

## 令和8年第1回稲城市教育委員会定例会

1 令和8年1月20日、午前9時30分から、稲城消防署講堂において、令和8年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）  
白井 妙子  
北川 英一  
田中 教仁  
上林 秀之

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	野村 洋介
教育総務課長	栢場 恵子
学務課長	涌田 恵一郎
指導課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	小林 伸也
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人
産業文化スポーツ部長	関口 美鈴
スポーツ推進課長	加納 久朗

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広  
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第1号議案  
「令和8年度稲城市立公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」
- (5) 日程第5 第2号議案  
「稲城市立小学校学校運営協議会委員（令和7年度）の解任及び任命について」
- (6) 日程第6 報告事項

教育長 ただ今から、令和8年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、上林委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 寄附について
- 3 定例校長会について
- 4 令和8年1月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 5 学校開放事業について

学務課長

- 1 令和7年度就学時健康診断について
- 2 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
- 3 令和7年度児童・生徒数・学級数（12月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 研修事業について
- 3 その他について
- 4 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について

- 7 放課後子ども教室参加状況（11月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計について（公民館12月分、i プラザ11月分）

- 学校給食課長
- 1 令和7年度第2回給食主任会について
  - 2 2学期の学校給食終了について
  - 3 試食会について
  - 4 学校との協働について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館主催行事について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 学校との連携について
  - 6 図書館の利用状況（令和7年12月）について

- 教育長 教育行政報告が終わりました。  
次に、日程第4 第1号議案から日程第6 報告事項までを議題といたします。  
第1号議案及び第2号議案は人事案件、報告事項は議会案件等であることから、非公開審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

- 教育長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案、第2号議案及び報告事項は非公開審議といたします。  
また、報告事項については、議会案件等であることから、会議録を時限秘とし、非公開の期間を市議会各委員会において当該議案が報告された日までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

- 教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項の会議録については市議会各委員会において当該議案が報告された日までの時限秘といたします。  
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※全課長が退室する。

(これより第1号議案、第2号議案及び報告事項は非公開審議)

---

(ここまで会議録非公開)

教育長 再開いたします。  
次に、日程第6 報告事項です。本日の報告事項は2件です。  
それでは、報告事項1「第2次稲城市スポーツ推進計画(案)の策定について」を、スポーツ推進課長より説明をお願いいたします。  
産業文化スポーツ部長。

産業文化スポーツ部長 貴重なお時間ありがとうございます。  
この度、スポーツ推進計画を改定することになりました。スポーツ基本法第10条第3項によりまして、計画を改定または変更しようとする場合は、当該地方公共団体の教育委員会に意見を聞かなければならないとしておりますので、皆様のご意見を伺いにまいりました。どうぞよろしく願いいたします。  
詳細は課長より、ご説明申し上げます。

教育長 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 それでは、報告事項1をご覧ください。  
第二次稲城市スポーツ推進計画(案)の策定についてご説明いたします。  
稲城市スポーツ推進計画の計画期間が令和7年度までとなっていることから、新たに第二次稲城市スポーツ推進計画の策定作業を進めております。

現時点での策定案及び今後の予定についてご報告いたします。

1 計画の概要でございます。

(1)策定趣旨です。

本市が掲げる「市民ひとり1スポーツ」を目標に、今後も市民が生涯にわたり、それぞれの年齢や体力、ライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や環境をつくり、多様な形でのスポーツ活動への参加を推進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう総合的かつ計画的に推進するための計画でございます。

(2)計画期間は、10年間。令和8年度から令和17年度でございます。なお、計画の進捗状況や社会情勢等を勘案し、おおむね5年での中間見直しを行うことといたします。

(3)計画の位置づけです。

本市の上位計画である「稲城市長期総合計画」やその他の個別計画である「第四次稲城市教育振興基本計画」等におけるスポーツに関連する施策

を踏まえた計画とし、国の「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」に基づき、東京都の「スポーツ推進総合計画」等と整合性を図りながら、スポーツに関する施策を総合的に推進する計画として位置づけるものがございます。

2 現行計画からの主な変更点でございます。

(1)本計画におけるスポーツの定義の見直しです。

国や都の計画やガイドラインにおけるスポーツの定義の進化や社会情勢の変化を踏まえ、スポーツを幅広く捉えるように改めることとしております。具体的には、日常生活における徒歩や自転車、階段の昇降といった身体活動も含め、健康・体力の保持・増進や気分転換・楽しみ等の目的を持って計画的・意識的に行う身体活動の全てをスポーツとして捉えることとし、また、eスポーツも本計画で定めるスポーツの定義に含めております。

(2)計画の数値目標の見直しと追加です。

週1回以上のスポーツ実施率70%以上としていた目標値を80%以上に改めるとともに、「するスポーツ」だけでなく、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」、「ひろげるスポーツ」、「つながるスポーツ」についても目標設定をいたします。

(3)施策内容を更新します。

時代や環境の変化に応じて施策の概要を見直すとともに、新たな施策を追加いたします。

3 計画の策定経過です。

(1)検討経過です。

本計画は、令和6年度及び令和7年度の2か年で策定を進めており、検討経過につきましては、記載のとおりでございます。

(2)スポーツに関する市民アンケート調査です。

計画策定の基礎資料とするため実施いたしました。調査期間、調査対象、調査方法、回答数につきましては、記載のとおりでございます。小中学生の調査につきましては、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査、いわゆる東京都統一体力テスト、こちらを活用することで、全児童・生徒が調査対象となることから、個別のアンケート調査は実施しておりません。

(3)市民意見公募です。

実施期間、縦覧場所、寄せられた公募意見数は記載のとおりでございます。

4 計画案です。

こちらにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に5 今後の主な予定です。

令和8年2月中旬に市議会で報告をいたします。その後、庁内検討委員会及び策定委員会を開催し、本日の教育委員会及び2月中旬の市議会への

報告でいただいたご質問やご意見を踏まえ、最終確認を行った上で、3月に計画策定としております。

それでは、計画案の詳細についてご説明をさせていただきます。ページをおめくりください。

資料②、第二次稲城市スポーツ推進計画（案）でございます。

まず、目次をご覧ください。本計画案は、全体を4章で構成しております。第1章 計画策定にあたって、第2章 計画の基本的な考え方、第3章 基本方針・施策体系、第4章 施策の概要、最後に資料編となっております。

1 ページをお開きください。

まず、計画策定の背景と目的を記載しております。以下4ページまでに、国と都の動向、5ページから7ページまでに、稲城市における本計画の位置づけ、8ページに策定の方針と計画の期間を記載しております。

策定の方針につきましては、現行計画の策定時に設定した数値目標、2025年度までに「週1回以上のスポーツ実施率を70%以上とする」、こちらが達成できていることから、現行計画の目標や理念、考え方等については、本市の状況を適切に反映し、本市におけるスポーツの推進に資するものになっていると考えられます。このため、現行計画の基本理念や基本方針等を踏襲した上で、令和7年1月に実施したスポーツに関する市民アンケート結果や、現行計画の進捗状況を確認しつつ、国や都の動向等を踏まえて、本市の現状や課題整理を行い、社会情勢の変化に応じた修正を加えて策定するものとしております。

続きまして9ページ、第2章、計画の基本的な考え方でございます。

まず、本計画でのスポーツの定義を記載しております。

先ほど、現行計画からの主な変更点に挙げたとおり、日常生活における徒歩や自転車、階段の昇降といった身体活動であっても、目的をもって計画的・意識的に行うものをスポーツの定義に含めることとしております。

また、eスポーツについても、「楽しさ」や「喜び」を得ることで人々の生活や心を豊かにする「スポーツそのものが有する価値」、こちらを実現できることから、スポーツに含めることとしております。

続いて記載してある2 計画策定の基本的視点や、3 基本理念につきましては、現行計画を踏襲しながら10ページのキャッチフレーズを新たに決定したほか、SDGsとの関わりについて、新たに掲載をしております。

続きまして、11ページをご覧ください。

第3章 基本方針・施策体系でございます。1の基本方針は、現行計画を踏襲し「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」、「ひろげるスポーツ」「つながるスポーツ」の5つのスポーツの推進を柱として位置づけております。

一方、2の計画の数値目標は、(1)「するスポーツ」の数値目標である週1回以上のスポーツ実施率の目標を70%以上から80%以上へ上積みした

ほか、(2)「みるスポーツ」に関する数値目標として、1年間にスポーツ観戦をしたことのある人の割合を80%以上とする。(3)「ささえるスポーツ」に関する数値目標として、1年間にスポーツを支える活動に関わった人の割合を30%以上とする。(4)「ひろげるスポーツ」と「つながるスポーツ」に関する数値目標として、1年間にスポーツイベント、スポーツ大会に参加したことのある人の割合を30%以上とする3つの評価指標を追加しております。

続いて、12ページには、3 計画の推進、4 施設整備の考え方、13ページには、5 施策の体系を記載してございます。また、施策の体系において、基本施策のうち特に重点的に施策の展開を図ることが、必要なものを「重点施策」として位置づけ、重点施策から順に基本施策を記載するようにしております。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4章、施策の概要でございます。5つの基本方針に基づく基本施策の詳細とともに、各基本施策に対応する主な取組を記載しております。

14ページから21ページに「するスポーツの推進」に関する主な取組の概要を、22ページから24ページに「みるスポーツの推進」に関する主な取組の概要、25ページから28ページに「ささえるスポーツの推進」に関する主な取組の概要を、29ページから32ページに「ひろげるスポーツの推進」に関する主な取組の概要、33ページから35ページに「つながるスポーツの推進」に関する主な取組の概要について、それぞれ記載をしております。

なお、各基本施策に対応する主な取組のうち、本計画で新たに記載する取組については、名称の先頭に☆を付しております。一例を申し上げますと、35ページ、「つながるスポーツの推進」にかかる主な取組では、市民団体情報ステーションの運営が新たな取組として、☆がついております。

36ページ以降は、資料編といたしまして、37ページから70ページまでに、今回の計画策定にあたり実施したスポーツに関する市民アンケートの調査結果。71ページと72ページに、市内のスポーツに関する活動団体。73ページから75ページに市内の主なスポーツ施設を記載しております。76ページに計画策定の経過、77ページと78ページに第二次稲城市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱、79ページに策定委員会委員名簿を記載しております。

計画案につきましてもの説明は以上でございます。

教育長 以上で、説明が終わりましたので、これよりご意見、質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 体育という言葉がスポーツに置き換わって久しく、今回もスポーツの定義が広がったという話を伺いましたけれども、私、体育振興会に所属して

いるのですが、体育という名前のままでよいのかというのを今思いました。そのところのお考えはいかがでしょうか。

教 育 長     スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長     スポーツの求め方でございますが、先ほどご説明しましたように、国・東京都においても大変その定義が広がっております。また、スポーツという言葉ですが、もともと余暇、楽しみというラテン語がスポーツの語源でございますので、より市民に近しく、親しんでいくためには、スポーツという用語を使うことがより適切ではないかと考えておるところでございます。

教 育 長     北川委員。

北川委員     体育振興会がどのような位置づけになっているのか詳しくは分かっておりませんが、それだと何か名称変更の働きかけとかというお考えはないでしょうか。

教 育 長     スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長     体育振興会でございますが、こちらは地域の皆様が自発的に立ち上げられた会でございますので、そちらの名称の変更につきましても、各会の中でご議論いただくものと認識しております。そのため、私どものほうから特に積極的な働きかけは行っておりません。

北川委員     ありがとうございました。

教 育 長     ほかにいかがでしょうか。  
                  田中委員。

田中委員     11、12ページになります。計画の数値目標のところではちょっとお伺いしたいのですが、(3)「ささえるスポーツ」、(4)「ひろげるスポーツ」、「つながるスポーツ」は、市民を対象にしたスポーツあるいは市内の活動を対象にしたものに限ってカウントするのか否か、分かりましたら教えてください。

                  以上です。

教 育 長     スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長     資料編の59ページをお開きください。「ささえるスポーツ」の取組をアン

ケートでお聞きしている設問でございませう。こちらに記載してありますように、市内のスポーツに限らず、スポーツに関して広く支える活動をした経験を皆さんに問うておりますので、お答えとしましては、市内に限らずという内容になってございませう。

田中委員 分かりました。

教育長 では、ほかにいかがでしょうか。  
上林委員。

上林委員 この中で、eスポーツもスポーツに含めるということだったんですけども、ちょっとまだ資料を全部は見切れていないのですけれども、このようなeスポーツというのは、稲城市内で見るところであったり、やれる、操作できる場所は多分ないと思うのですけれども、そういうものも増やしていく、どこかの施設に作っていくというお考えなのでしょうか。

教育長 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 現在、向陽台にございませう、もともときらぼし銀行があった場所が、今、地域包括こようだいという施設になっておりまして、そちらで現在、高齢者対象にeスポーツの体験ができる活動をスタートしたところでございませう。現状、その1か所でございませう。

教育長 上林委員。

上林委員 ありがとうございます。

今は、高齢者ということですね。今、中学生とかでもそういうのを盛んにやったりしている方もいるので、そこでまた、高齢者と若者との交流があればいいかなとも思います。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

それではほかにご意見・質疑がないようですので、以上で意見・質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えがあります。暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※産業文化スポーツ部長及びスポーツ推進課長退室

教育長 再開いたします。

次に、報告事項2「第3次稲城市立学校における働き方改革実施計画の

策定経過について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、報告事項2「第3次稲城市立学校における働き方改革実施計画の策定経過について」のご報告をさせていただきます。

はじめに、この素案につきましては、今回の教育委員会にご報告の後に、2月9日に開催を予定しております、総合教育会議の場で市長と意見交換をしていただくものでございます。

また素案を策定するにあたりましては、第3次稲城市立学校における働き方改革実施計画検討委員会を組織いたしまして、検討委員会の中で検討してきたものを、事務局で整理をして、まとめた素案でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

資料でございますが、お戻りいただきまして、報告事項2-1から2-3までが今回、働き方改革実施計画に関する資料でございます。2-1は、今回の素案に関する概要版でございますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

本日は主に、2-2の資料でご説明をさせていただきますが、はじめに、2-3の資料編をご覧いただければと思います。

資料編を2枚おめくりいただきまして、3ページに計画策定経過という表がございます。令和7年度が始まって6月から先月12月までの間に、計画を策定するにあたりまして、アンケート等を実施し、検討委員会を開催し、整理してきたものでございます。本日、教育委員会の日にちが間違っており、1月20日です、失礼いたしました。定例会でご報告を差し上げた後に、2月9日に総合教育会議。さらに3月の定例会で議案として上程させていただくことで予定しております。

それでは、お戻りいただきまして、2-2の働き方改革実施計画（素案⑤）、まず表紙でございます。はじめに、計画策定の趣旨、概要をご説明させていただきます。

稲城市では、教員の長時間勤務の是正と教育の質の向上を目的といたしまして、令和2年度に「稲城市立学校における教員の働き方改革実施計画」を策定いたしまして以降、段階的かつ計画的に改革を推進してまいりました。その結果、市立学校における長時間勤務の状況は改善傾向にあると見られ、意識改革や行動変容が一定程度推進してきているというふうに思っております。こうした取組を通じまして、教員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ることが子どもたちの健やかな成長につながるとともに、教員の持続可能な働き方につながるものと考えております。今般、策定を進めております次期実施計画では、国が示します教員の健康確保と、専門性発揮を通じた教育の質の向上という方向性及び東京都教育委員会が掲げる教員のやりがいや、働きがいを重視した、働き方改革との整合性を確保するとともに、現場の意見聴取等を通じまし

て、今般計画策定にあたって、組織いたしました策定検討委員会にて、検討を進めて見直しを行ってまいりました。

そのような中、単なる時間外の削減だけではなくて、多角的な観点から測定指標を設定いたしまして、教員の働き方を分析することで教員の充実感、満足感、ウェルビーイングが子どもたちの成長につながる好循環を生み出す学校づくりを目指し、ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱、さらに第四次稲城市教育振興基本計画において設定している教育目標との一体的推進に取り組むよう、教員の働き方改革をさらに推進するものとなるよう、次期計画を策定するものでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、はじめに計画序論というものがございまして。こちらは、これまでの取組を計画序論として記載して、この後、本編を4章で構成しております。

1枚おめくりいただきまして、稲城市のこれまでの2期6年間の取組と、成果について記載しております。左側が市立学校における働き方改革実施計画の第1次及び第2次の取組の内容を記載しております。右側の測定指標では、稲城市では教員の長時間勤務の是正と教育の質の向上を目的として、1か月の時間外在校等時間の削減を推進してまいりました結果、下段の稲城市立学校教員の勤務状況として、令和2年度から令和6年度までの時間外の割合を示しているものでございます。

1枚おめくりください。こちらは、国・都における近年の動向でございまして。これは先ほど冒頭で私からお話を差し上げたものでございまして、国が示すもの、東京都が進めているものと方向性の軸をひとつにして、整合性を確保して策定しております。また、整合性を確保する上で、市の実情に則して取組を具体化して、施策や基本方針等を定めております。

次に、1ページおめくりください。

今般の策定にあたりまして、教員アンケートを行っておりますが、その中で、近年の働き方改革に対する実感についてという設問を設けまして、こちらを示しております。結果は記載のとおりでございまして、長時間勤務が減少してきたという回答は、表の中の一番上にございまして、40.9%にとどまっております。依然として否定的な意見が多数を占めております。ただ、一方で意識改革が進んでいるという肯定的な意見も、下から2段目の意識改革が進んでいると感じるが52.6%あり、変化の兆しは見えているものというふうに考えております。次の、改善の余地が多く残っているという考え方も86.4%と極めて高く、現場の問題意識が明確となっております。

こちらのアンケートは、昨年7月に実施いたしまして、33問で構成をしているものでございまして。資料の中に詳しくご説明がございまして。後ほどご説明する時間があれば、ご説明したいと思います。

次に、1枚おめくりください。目次のページでございまして。

この計画は、4章で構成されているものでございまして。1ページ目が、グラウンドデザインとして、計画がどのような関係性があるか、体系を絵で

示しているものでございますので、1枚おめくりください。中央に「未来の創り手を育む稲城の教育」の達成というものがございます。そしてその下段に、第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画というものがございます。教員の働き方改革実施計画がございます。こちらを推進することによって、未来の創り手を育む稲城の教育の達成を目指すというようなつくりで、計画を策定しております。

では、恐れ入りますが、いま一度、目次にお戻りください。

第1章でございます。第1章は、計画の趣旨と背景でございます。先ほど冒頭に私のほうから口頭で説明さしあげたものでございます。

次に、第2章は、働き方改革実施計画の5つの基本方針、測定指標と、目標を記載しております。こちらは、第2章の総括として7ページに、理想像・基本方針・測定指標の対応等を記載しております。

次の第3章が、第2章で測定設定した5つの基本方針に基づく施策の一覧として取組を記載しております。

さらに第4章では、今回の計画についての推進体制と進行管理について記載しております。

教育長 暫時休憩します。

( 暫時休憩 )

教育長 再開します。

教育総務課長 それでは、2ページをご覧ください。

2ページは計画の趣旨と背景で、先ほど私のほうから口頭で説明させていただいたものでございます。第1章は3ページまでありまして、位置づけ等でございます。

次に4ページをご覧ください。

4ページは基本方針・測定指標・目標等を記載しております。ここには、教員の働き方の具体的な理想像といたしまして、教員アンケート等に基づいて、検討委員会で検討してきた内容を記載しております。

1ページ、おめくりください。

5ページには、基本方針を5項目掲載しております。こちらは、一定の成果があったということで、第二次基本実施計画からの継続でございます。

さらに6ページをご覧ください。こちらは測定指標でございまして、基本方針に対して、多角的な観点から教員の働き方を分析するために、どういったものを活用して分析するかということを表しております。

さらに1ページをおめくりいただきまして、7ページでございますが、ここには教員の理想像、そしてそれが基本方針のどこに当たるか、さらに

基本方針の中での取組内容の例、そして、測定指標の分類と、計画の核となるようなものの一覧でございます。

8ページと9ページには、基本方針に基づく施策の一覧を記載しております。

さらに10ページ以降、17ページまでは、基本方針に対する取組の詳細を記載しております。

最後に第4章でございますが、推進体制として、教育委員会の役割、学校管理職の役割、両者の協働、そして19ページには、進行管理と今後の動向を踏まえた柔軟な対応をしていくということに記載したつくりとなっております。

最後に資料編の一番最後のページをご覧ください。

この資料の中には、今回の計画を立てるために実施したアンケートの詳細を記載しておりますけれども、本ページにアンケートを受けて、どういった考え方で検討委員会が策定してきたかというようなことを記載してございますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

教育長 以上で、説明が終わりましたので、これよりご意見・質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 いくつかまとめてお願いします。

まず、3ページです。当面の目標や最終目標がありますが、小中学校としての傾向みたいなものがあるのかどうかということをお教えいただければと思います。

それから、80時間を超えとかという、ちょっと大きな目標ですけれども、平均の推移はどのようになっているのでしょうか。いわゆる、1日の最高時間がどうかで、所定の勤務時間を除いた時間の平均の推移です、その部分をちょっとお聞かせいただければと思います。

それから、5ページですか。5枚目になっておりますが、アンケート結果で、改善の余地が多く残っているという意見がかなりの数を占めておりますが、具体的にはどんな提言、提案、意見等があるのでしょうか。そのところが分かれば教えていただきたいと思います。

それから、基本方針に入っの5ページ目。これはずっとこのやり方でやってきているので、ある意味仕方がないのでけれども、在校等時間というのは、在校している時間から休憩時間等を引いているわけですね。実際は45分間休憩を取っている教員は、まずいないというのが実態だと思います。生徒と面談をしていたり、委員会活動をしていたり、部活動を見たり、教材研究をしていたり、そういったところを引いていいのかなというのがちょっと根本的に疑問に思っております。

まずは、この辺のところでお願ひします。

教育長 それでは、今いただいた質問について、ここで答えられるものがありましたら、この場でお願ひします。

総合教育会議の趣旨は、市長と委員との意見交換ですので、ここではつきりできることはさせるように、事務局はお願ひいたします。もし、すぐ答えるということが不可能でしたら、閉会后確認をいただき、追って解答するというふうな形でお願ひできればと思います。

教育総務課長。

教育総務課長 資料編をご覧いただきまして、13ページに自由記載としてまとめたものがござひます。

今回のアンケートは、全て項目に対して○、×、△と答えてもらっているものでござひます。それで数値を出しているんですけども、そのほかに自由記載として、こういったことが書かれています。アンケートの中の1つの項目として、働き方改革を推進しているものの実感について記載していただいているもので、どのような改善の余地があるかというような具体的な記載まではいただいているものでござひます。働き方改革の実効性に対する懸念ですとか、保護者対応の負担感ですとか、5項目のカテゴリに分けて記載していますが、こうしたことを鑑みながら、どのような改善が必要かどうかということ进行分析していくということで、計画を推進していきたいと考えているものでござひます。

そのほか、時間外の傾向の件については、きちんとした数字を基にして行ったほうがよいと思いますので、概念として小中学校の時間外の傾向というのは、皆様ご存じのような内容がござひますけれども、平均の推移ですとかも合わせて、数字と合わせて回答できるものは後に回答したいというふうに思っております。

それから最後の、在校等時間の関係で休憩を取っている教員は恐らくいないだろうというような考え方でござひますが、法的に全て含めてやるというような定義で行っていますので、やはり感覚といたしましては、そこも引いているのが良いだろうということは考えられるんですけども、今時点の制度の中では、含めて行うというようなものでござひますので、そこはどうか理解していただきたいというふうに思っております。

はじめの2点については、資料を基にまた回答させていただきたいと思ひます。

以上でござひます。

教育長 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。

休憩時間のことについては、ちょっと別の課題になるかもしれませんが、そこはちょっと気に留めておいていただければと思います。やはり早く帰ろうと思えば、休憩時間を取らないで仕事をするんですよね。だから、そういう実態があるということだけは、明確に捉えておいていただければというふうに思います。

自由意見等がどういう反映をされているのかは、ちょっと詳しくもう一度読み直したいと思いますので、よろしくをお願いします。

あとの2つについては、分かるものはよろしくをお願いします。

教育長      ほかにいかがでしょうか。  
                 田中委員。

田中委員    基本方針3の学校を支える人員体制の確保の③の専門スタッフとの連携・協力と、⑤の弁護士・臨床心理士の活用のところなんですけれども、③のほうは専ら児童・生徒の課題・問題への対処というふうに読めるかなと思ったのですが、⑤のほうで警察、要は弁護士といったところが出てくるという点は、保護者と地域の方との対応の課題が挙げられているかと思えます。その違いがはっきりしているというのではないかなというふうに思ったのが1点です。

それから、⑤の臨床心理士というのが、心理職を指しての記載だと思うんですが、臨床心理士は民間の資格になりますので、心理の専門職とか、あるいは今、国家資格で公認心理師というのがありますので、公認心理師等とするとか、少し細かいですけど、文言を整理したほうがよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

教育長      教育総務課長。

教育総務課長    ありがとうございます。

そうしましたら、臨床心理士のところは、書きぶりとしては、心理の専門家というような形で修正させていただきます。

それから弁護士等をここに記載した背景ですけれども、弁護士と臨床心理士、これは心理の専門家というふうに文言の整理をさせていただきますけれども、何か大きなことがあったりとか、今回東京都からカスハラの関係のガイドラインが発出されまして、その中に学校の教員に対する保護者や地域等からの執拗なクレームみたいなものも、カスハラということで認定されたということがありまして、そのガイドラインの中に弁護士を使うとか、そうした心理の専門家と相談するというような記載もございましたので、今後その働き方を進めていくことに対し、新たに加えさせていただいたものでございます。

臨床心理士の記載については、修正をさせていただきます。ありがとうございます。

教育長 それでは、文言を整理して、またご指導をいただいて確定ということでお願いいたします。  
教育総務課長。

教育総務課長 整理したものを、また改めさせていただきます、総合教育会議の前にご提示させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長 ほかにいかがでしょうか。  
それでは、ほかにご意見・質疑がないようですので、以上で意見・質疑を終結したいと思います。いただいたご意見等を踏まえながら、また策定委員会での協議も一緒に合わせながら、今後、総合教育会議のときに、このような形でまた提出しますということは事前に、委員の皆さんにお届けするというのでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

北川委員 すみません。もう一点。

教育長 北川委員。

北川委員 先に言えばよかったのですが、意見は当日かなと思ったものですから。  
私ずっとこういうことを申し上げているのですが、なかなかこの意識改革や効率化には限界があって、やはり教育の総量に切り込まないと厳しいかなというふうに思っております。そういうところをやはり教育委員会もリーダーシップを取って、例えば教育課程届に記載する内容についての精査とか、そのようなことを、またもう一点、地域ですね。このところであまり地域のことが書いてなかったのですが、地域にいろいろ担ってもらおうという、学校でやっていることをね。そのような教育の役割分担みたいなことも入れていただければなという意見を申し上げようと思っております。  
以上です。

教育長 それでは、以上で意見・質疑を終結いたします。  
これにて非公開での審議を終了したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教 育 長     ご異議なしと認め、以上で非公開での審議を終了します。  
                  暫時休憩いたします。

---

(これにて第1号議案・第2号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(  暫時休憩  )

教 育 長     再開いたします。  
                  これより、第1号議案「令和8年度稲城市公立学校管理職(校長・副校長)  
の人事について」を採決いたします。  
                  本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長     挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

                  次に、第2号議案「稲城市立小学校学校運営協議会委員(令和7年度)の  
解任及び任命について」を採決いたします。  
                  本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長     挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

                  以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。  
                  これにて閉会といたします。

(午前10時57分閉会)